

西宮市在宅療養相談支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市在宅療養相談支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者が在宅での医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護の提供を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められた社会福祉法人及び医療法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 西宮市在宅療養相談支援センター（以下「センター」という。）の利用対象は、原則として医療・介護のサービス事業者等とし、地域住民からの相談等は、西宮市地域包括支援センター等が対応するものとする。

2 前項の規定に関わらず、地域住民からセンターに相談等があった場合、センターは、西宮市地域包括支援センター等と連携を図ることにより適切な対応を行うものとする。

(業務内容等)

第4条 センターは介護保険法第145条の45第2項第4号に基づき、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援業務

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者及び西宮市地域包括支援センター等からの在宅医療・介護サービスの連携に関する事項の相談に対応する業務（必要に応じて行う退院の際の地域の在宅医療関係者と介護関係者の連携調整業務を含む）

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関すること

各圏域及び全市的な視野において在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応を行う業務

(3) 地域の医療・介護サービス等の資源の把握業務

地域の医療機関、介護事業所の機能等、社会資源の把握、整理を行う業務

(4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築する業務

地域の在宅医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を支援する業務

(5) 医療・介護関係者の情報共有支援業務

みやっこケアノート等の情報共有ツールの使用方法の説明等の医療・介護関係者の情報共有を支援する業務

(6) 医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護の連携に関する地域包括ケア連携圏域での事例検討会や全市的に行

う医療・介護関係者の研修の実施を支援する業務

(7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会の開催、在宅療養ガイドブックやみやっこケアノートの配布等により地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する業務

(職員の配置等)

第5条 センターは、事業を適切に実施するため、看護師又は医療ソーシャルワーカーなど医療に関する知識を有し、介護支援専門員の資格を有する者を配置しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成27年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成29年9月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和元年8月1日から適用する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。